

- ・生産費引下ゲノメニマズ桑園年貢ヲ引下ゲサセル事ダ。
- ・養蠶農民ノ損失補修、肥料代ノ貸與、養蠶共同施設補助増額等々ヲ政府、府廳ニ要求シテ闘フ。
- ・農民ノ子女ヨリ大小製糸資本家ノ賃下（不拂）等ニ對シテ労働組合ト協力シテ闘フ。
- ト、地主、資本家役人本位ノ現行農産物検査制度反對ダ。
- チ、産業組合、農會、實行組合ニ對スル態度。
- ・別ニ階級的ナ協同組合ヲ作ルノモ一ツノ方法ダガ、産組中央會ガ今部落々々ニ深ク根ヲ張ツテキル實行組合ヲ協同組合組織ノ基本組織トナス方針ヲ取ツテキル、吾ラハコノ實行組合ニ喰ヒ入ツテ働ク農民ノ利害ノタメニ闘フ。
- ・農會ニ對シテハ村農會ハヨウチガ乗ツトル。系統上級農會ハ解散サセル。
- リ、村落活動ヲヤラウ。

財團法人協調會大阪支所

ス、好戰主義的反動團體排撃
ル、ファッシヨ反對

以上

△産米産麥検査制度反對闘争ニ關スル件

説明者 三上平太郎

主 文

産米産麥検査制度ハ吾々實際ニ働イテ米ヤ麥ヲ作ル百姓ヲ苦しメルカラ反對ダ。

地主ヤ金持ノ利益ヲ擁護スルヤウニツタツテアル。

實行方法

新執行委員會一任ノコト。

該件ハ可決